

国保が支える安心社会

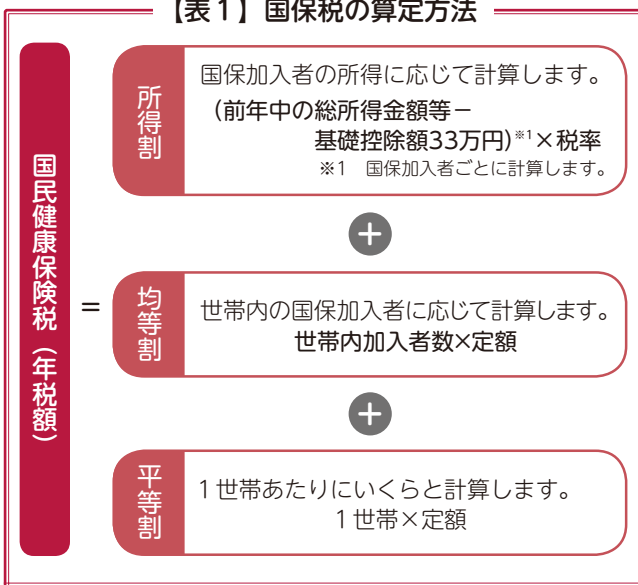
国民健康保険税額のお知らせ

「令和元年度国民健康保険税の納税通知書」を、7月中旬に世帯主宛に郵送します。

※国保税の納税義務者は、世帯主です。（世帯主が社会保険等に加入されている場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合には、世帯主名義で通知します。）

令和元年度の国保税の算定方法、保険税率額・限度額は、【表1】・【表2】のとおりです。

【表1】国保税の算定方法



離職された方の国保税軽減について

倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方については、前年の給与所得を100分の30として所得割が算定されます。軽減を受けるには申請が必要となりますので、市民生活課国保年金担当で手続きをしてください。



【表2】令和元年度の税率(額)・限度額

	所得割	均等割 ^{※2} (1人あたり)	平等割 ^{※2} (1世帯あたり)	賦課限度額
医療分	6.5%	21,800円	15,800円	610,000円
後期高齢者支援金分	2.2%	7,300円	5,300円	190,000円
介護分 ^{※1}	1.8%	8,200円	4,200円	160,000円

※1 介護分は、40歳～64歳の方のみ
 ※2 一定の所得以下の世帯は、均等割・平等割が最大7割軽減されます。(申請は不要です。)

■対象となる方

- 次の①～③の全ての条件を満たす者
- ①平成21年3月31日以降に離職した方
 - ②離職日時点で65歳未満の方
 - ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が11、12、21、22、



23、31、32、33、34に該当する方

有効期限にご注意ください

国民健康保険に加入している方に発行している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は令和元年（平成31年）7月31日です。8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に市民生活課国保年金担当

- 申請に必要なもの
- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

当で更新手続きをしてください。

- 申請に必要なもの
- 被保険者証
- 印鑑

過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書等（住民税非課税世帯のみ）
 ●本人または同居の方以外からの申請の場合は委任状
■問い合わせ
 市民生活課 国保年金担当
 (内線1275129・137)



医療費の節約ポイント!!

日頃のお医者さんのかかり方などを見直すことで、支払う医療費が節約できます。

■かかりつけ医(薬局)を持つ
 紹介状を持たずに大病院を受診すると、一部負担金に加え定額負担金が発生する場合があります。まずは地域の開業医など、すぐ受診できる、かかりつけ医(薬局)を持つようにしましょう。

■休日・夜間の受診は控える

休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのものです。医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

■重複受診はやめましょう
 同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」は、医療費が増加するばかりでなく、検査や薬が重複することで、体に悪影響を与えてしまう心配もあります。

■ジェネリック医薬品を活用

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬と同等の効果があるだけでなく、価格も安く設定されています。医師や薬剤師と相談して、利用が可能であれば積極的に活用してみましょう。

